

豊島区発注工事における余裕期間制度実施要領

令和7年4月1日
施設整備担当部長 決定
改正 令和7年6月26日

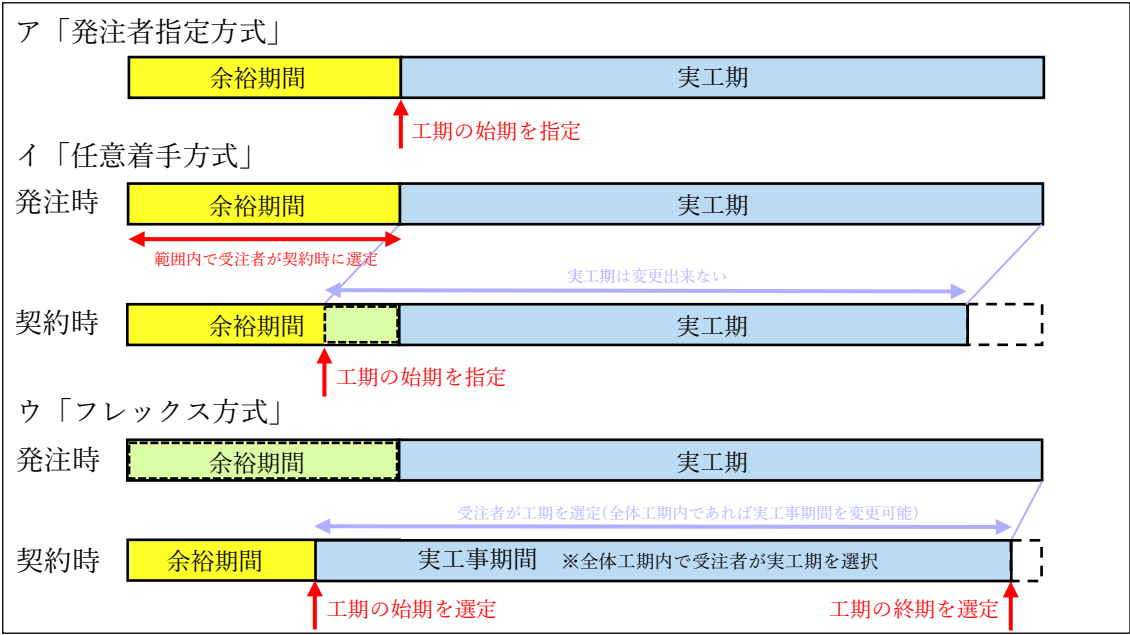
(目的)

第1条 この要領は、豊島区が発注する工事において、柔軟な工期設定を通じ、建設資材や労働者の確保等、円滑な工事体制の確立を目的として、余裕期間を設定して発注する制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事の始期 実際に当該工事現場において工事に着手する日
- (2) 工事の終期 工事請負契約書に記す工期
- (3) 余裕期間 契約締結日の翌日から工事の始期の前日までの期間
- (4) 工事着手期限日 発注者が特記仕様書又は現場説明書で定める、工事に着手する期限日
- (5) 実工期 工事の始期から工事の終期までの期間
- (6) 全体工期 余裕期間と実工期を合わせた期間
- (7) 工事日数 発注者が発注時に定める、工事を施工するために必要な日数



(余裕期間制度の方式)

第3条 豊島区は、特記仕様書又は現場説明書に本要綱第9条の事項を記載することにより、次の各号の方式による余裕期間を設けることができる。

- (1) 豊島区が余裕期間を設定する方式(以下「発注者指定方式」という。)
- (2) 工事着手期限日までの間で、受注者が工事の始期を設定し、工事日数の間で工事を完了させる方式(以下「任意着手方式」という。)
- (3) 全体工期の中で、受注者が工事の始期及び終期を設定する方式(以下「フレックス方式」という。)

(余裕期間の取扱い)

第4条 受注者は、余裕期間中、当該工事現場における工事の施工及び当該施工の技術上の管理並びに当該工事現場の運営及び取締りにあたる準備行為をしてはならない。

- 2 受注者が余裕期間に当該工事現場に立ち入り等を行う場合には、事前に発注者の承諾を得なければならない。
- 3 余裕期間制度対象工事の現場における受注者の管理責任は、工事着手日から発生するものとする。

(現場代理人の配置)

第5条 余裕期間中は、工事請負契約約款第10条に基づく現場代理人の配置を要しない。

(監理技術者等の専任期間)

第6条 余裕期間中は、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)の設置を要しない。

(経費の負担)

第7条 余裕期間を設定したことにより増加する経費は、受注者の負担とする。

(余裕期間制度に関する特記仕様書または現場説明書に記載する事項)

第8条 発注者指定方式に関する特記仕様書または現場説明書には、次の事項を明記する。

- (1) 余裕期間制度対象工事(発注者指定方式)であること。
 - (2) 余裕期間及び工期日数
 - (3) 余裕期間において工事の施工を行ってはならないこと。
 - (4) 現場代理人及び監理技術者等は、工事の始期から配置することとし、余裕期間には配置を要さないこと。
- 2 任意着手方式に関する特記仕様書または現場説明書には、次の事項を明記する。
 - (1) 余裕期間制度対象工事(任意着手方式)であること。

- (2) 工事着手期限及び工事日数
- (3) 余裕期間において工事の施工を行ってはならないこと。
- (4) 現場代理人及び監理技術者等は、工事の始期から配置することとし、余裕期間には配置を要さないこと。

3 フレックス方式に関する特記仕様書または現場説明書には、次の事項を明記する。

- (1) 余裕期間制度対象工事（フレックス方式）であること。
- (2) 全体工期
- (3) 発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できること。
- (4) 余裕期間において工事の施工を行ってはならないこと。
- (5) 現場代理人及び監理技術者等は、工事着手日から配置することとし、余裕期間には配置を要さないこと。

(実工期の設定)

第9条 任意着手方式またはフレックス方式において、受注者は契約を締結するまでの間に「工期通知書(様式－1)」を作成し発注者に通知する。

(コリンズに登録する情報)

第10条 コリンズに登録する工期及び技術者情報従事期間は、実工期とする。

(契約の保証)

第11条 受注者は、余裕期間に関わらず、契約の締結と同時に工事請負契約約款第4条に基づく契約の保証を付さなければならない。

(委任)

第12条 この要領に定めのない事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

付則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

付則

この要領は、令和7年7月1日から施行する。

(様式－１)

年 月 日

工 期 通 知 書

豊島区長

所 在 地
商号又は名称
氏 名

印

次の工事について、実工期を定めましたので通知します。

工 事 名	
工 事 場 所	
工 事 の 始 期 (工事開始日)	
工 事 の 終 期 (完成工期)	

- ※ 1 本通知書は、契約書の提出期限内（落札決定通知の翌日から起算して7日以内）に提出すること。
- 2 任意着手方式の場合、工事の終期は、本通知書に記載した工事の始期に、特記仕様書に明示している実工事期間を加えた期日を記載すること。
- 3 フレックス方式の場合、受注者が任意に設定した工事の始期及び終期を記載すること。